

平成30年第 号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者**依頼者氏名** 囑託により、後記証人の立会いのもとに、以下のとおり遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

**第1条** 遺言者は、その有する下記預貯金等を含む一切の財産を、遺言者の妹**受遺者氏名**（昭和**生年月日**月15日生。「妹**受遺者名**」という。）に相続させる。

記

1. 預貯金

(1) 金融機関名 北洋銀行（ここにメモを書き支店取扱）

種類 普通預金

口座番号 ここにメモを書いてください。

(2) 金融機関名 北洋銀行（ここにメモを書き支店取扱）

種類 普通預金

口座番号 ここにメモを書いてください。

(3) 金融機関名 ゆうちょ銀行

種類 通常貯金

記号番号 ここにメモを書いてください。

(4) 金融機関名 ここにメモを書いてく協同組合

種類 定期貯金

口座番号 ここにメモを書いてください。

お客様番号 ここにメモを書いてください。

(5) その他、遺言者が取引中の金融機関に対する  
遺言者名義の預貯金債権全部

## 2. その他

その他、遺言者の有する手許現金、家庭用動産  
等遺言者の死亡時において遺言者に帰属する一切  
の財産

**第2条** 万が一、妹ここにメモをが遺言者より先に又は遺  
言者と同時に死亡したときは、前条により妹ここにメモを書い  
相続させるとした財産全部を、妹ここにメモの長男である  
甥ここにメモを書い（昭和ここにメモを書いてください日生。住所：ここにメモを書  
西区ここにメモを書いてください。 号以下「甥ここにメモ」と  
いう。）に相続させる。

2 前項の場合、甥ここにメモが遺言者より先に又は遺言  
者と同時に死亡したときは、前条により妹ここにメモを  
に相続させるとした財産全部を、甥ここにメモを妻であ  
るここにメモを書い（昭和ここにメモを書いてください日生）に包括し  
て遺贈する。

3 前項の場合、前記ここにメモを書いた遺言者より先に又は遺言者と同時に死亡したときは、第1条により妹ここにメモをに相続させるとした財産全部を、甥ここにメモの長女ここにメモを書いた（平成ここにメモを書いてください。日生）に包括して遺贈する。

**第3条** 遺言者は、この遺言の遺言執行者として甥ここにメモを指定する。

2 甥ここにメモが、この遺言の執行を完了する前に死亡し、又はその職務の遂行が不能となったときは、遺言者は、この遺言の遺言執行者として、ここにメモを指定する。

3 遺言執行者は、遺産である不動産、預貯金等について、所有権移転登記等の登記手続、名義変更、名義書換、払戻し、解約請求等の処分その他の行為を行うほか、貸金庫・保護預り契約がある場合は、これを開扉の上、内容物を収受し、又は貸金庫・保護預り契約を解約するなど、この遺言を執行するため必要な一切の行為（代理人の選任及び事務代行者の指定を含む。）を、相続人の協力を得ることなく単独で行う権限を有するものと

する。

4 遺言執行者の請求により預貯金等を払い戻すなどした金融機関等は、その責任を援助されるものとする。

#### 第4条（付言）

私は、無宗教ですので、葬式は身近な人により簡素に行い、納骨は、妹ここにメモの家が納骨する、ここにメモを記にある霊園に、できるだけ早く済ませてください。

私が、この遺言をした経緯、理由は、次のとおりです。

私も年齢的に自分の事を考えなければならなくなつたので、私の死んだ後のことを考えるようになりました。私の死後、私の遺産を巡って兄弟姉妹が喧嘩などすることなく、末永く仲良く暮らしてほしいと思ったので遺言をすることにしました。

この遺言では、私が最後にお世話になる末の妹のここにここにメモに全財産を相続させるとしてありますが、私の遺産を巡って争いを起こさないでください。

この遺言は、私の最後のお願いです。

私は、18歳でここにメモを書きとして勤務するようになった

て以来、勤務先名称が記載されていると42年間にわたって勤務してきました。その間、兄弟姉妹の皆様には沢山のご迷惑を掛けてきたと思います。

ここにメモを書き退職してからも一人で生活してきましたが、年齢的にも体力的にも一人では不安になってきたので、一番末の妹ここにメモをとその長男のここにメモさんには迷惑を掛けることとは思いますが、死ぬまでのことも死んでからのことも全てここにメモを書いてくだささんに任せることにしました。

兄弟姉妹の皆様には、大変お世話になりありがとうございました。皆さんと過ごしてきたことが楽しい思い出となっています。おかげで、私は、幸せに暮らしてきました。

皆さんと巡り逢え、皆さんの子供たちの成長を見ることもできて、とても有意義で楽しい人生を送ることができました。心から感謝しています。本当にありがとうございます。

#### 本 旨 外 要 件

札幌市西区ここにメモを書いてください。

ここにメモを書いてください。

無職

遺言者

ここにメモを書いてください。 子

昭和 1 ここにメモを書いてくだ日生

前記遺言者は、印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

札幌市西区発寒 3 条 4 丁目 3 番 2 8 号

行政書士

証人

小 川 逸 朗

昭和 3 0 年 7 月 2 5 日生

札幌市西区発寒ここにメモを書いてください。 号

ここにメモを書いてくださ理事

証人

証人氏名が記載されている

昭和ここにメモを書いてくだ日生

前記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、以下に署名押印する。

遺言者

証人

証人

この証書は、平成 3 0 年 2 月 2 日、当公証人役場において、民法第 9 6 9 条第 1 号ないし第 4 号の方式に従

って作成し、同条第 5 号に基づき本公証人後記に署名  
押印する。

札幌市中央区大通西 1 1 丁目 4 番地

札幌法務局所属

公証人